（口座振替による納付に係る納入告知書の送付）

第百七十条　厚生労働大臣は、法第百二十九条の規定による申出を承認したときは、同条の金融機関に対し、保険料の納付に必要な納入の告知書で納入の告知をしなければならない。ただし、当該保険料に関し必要な事項について同条の金融機関に電磁的記録により通知をしたときは、この限りでない。

（法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第百八十八条の二　法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　厚生労働大臣
二　財務大臣
三　地方厚生局長及び地方厚生支局長
四　協会
五　船舶所有者
六　社会保険診療報酬支払基金
七　国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会
八　国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人
九　保険医療機関等
十　保険薬局等
十一　法第六十四条第一項に規定する診療、薬剤の支給又は手当を行う保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者
十二　指定訪問看護事業者
十三　都道府県知事
十四　市町村長（特別区の区長を含む。）
十五　機構
十六　船員保険事務組合
十七　船長又は船長の職務を行う者（船舶所有者の代理人として第二百二十五条の事務代行を行う場合に限る。）
十八　法附則第三条第一項に規定する承認法人等

2　法第百四十三条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　高齢者医療確保法第七条第二項に規定する保険者（前項第四号に掲げる者を除く。）又は高齢者医療確保法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合が、高齢者医療確保法第七条第一項に規定する医療保険各法（法を除く。）若しくは高齢者医療確保法に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合
二　協会から委託を受けた者が、当該委託を受けた船員保険事業に関連する事務を行う場合
三　被保険者の同意を得た者又は被保険者から委託を受けた者が、それぞれ当該同意を得た又は当該委託を受けた協会（協会から委託を受けた者を含む。）に対する保険給付に係る請求その他の行為を行う場合
四　国立研究開発法人国立がん研究センターが、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二十三条第一項の規定により厚生労働大臣から委任を受けた事務を行う場合

（口座振替による納付に係る納入告知書の送付）

第百七十条　厚生労働大臣は、法第百二十九条の規定による申出を承認したときは、同条の金融機関に対し、保険料の納付に必要な納入の告知書で納入の告知をしなければならない。ただし、当該保険料に関し必要な事項について同条の金融機関に電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により通知をしたときは、この限りでない。

（新設）